○農林水産省告示第四百七十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十年三月八日

農林水産大臣　齋藤　健

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第四百七十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第六十条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤検定基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十年三月八日

農林水産大臣　齋藤　健

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第四百七十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第五十八条及び動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百五十四条第一項の規定に基づき、動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量（平成二十五年六月十八日農林水産省告示第二千九号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十年三月八日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

医薬品の種類	手数料（単位　円）		試験品の抜取数（単位　本、包、組又は箱）			保存用品の抜取数（単位　本、包、組又は箱）
	ロット	分注区分	最終小分容器1本の内容量が5mL未満の場合	最終小分容器1本の内容量が5mL以上20mL未満の場合	最終小分容器1本の内容量が20mL以上の場合	
（血清の部）						
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部）						
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
ひらめエドワジエラ症（多糖アジュバント加）不活化ワクチン	255,200	23,600			9	2
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

改正前

医薬品の種類	手数料（単位　円）		試験品の抜取数（単位　本、包、組又は箱）			保存用品の抜取数（単位　本、包、組又は箱）
	ロット	分注区分	最終小分容器1本の内容量が5mL未満の場合	最終小分容器1本の内容量が5mL以上20mL未満の場合	最終小分容器1本の内容量が20mL以上の場合	
（血清の部）						
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部）						
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
ひらめエドワジエラ症（多糖アジュバント加）不活化ワクチン	519,800	23,800			9	2
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）